

**定住**

新たに市内に住宅を取得した子育て家族に奨励金を交付  
**令和3年度から、市への定住を応援する「子育て家族定住奨励金」が変わります**

問い合わせ 情報交流課 森恰也 ☎ (23) 0040

市内に住宅を新築または購入した「子育て家族」に奨励金が交付されます。今回の改正では、市外から転入してきた家族について、新たに奨励金を交付し、併せて奨励金額の見直しを行いました。令和3年4月1日以降の申請者が対象となりますので、住宅を建築中や建築予定の人は、早めに情報交流課まで相談してください。  
 \*今回の改正は、令和3年度予算の成立をもって運用となりますのでご承知おきください。

■対象となる「子育て家族」とは

- ▶住宅の引き渡し日の属する年度の4月1日時点で40歳未満の夫婦 または
- ▶申請日時点で中学生以下の同居する子どもがいる夫婦

■奨励金額

基礎額に、①～⑤を加算した額が奨励金額となります。

加算の種類など		従来制度	改正制度
基礎額	住宅取得分	30万円	20万円
加算額	①土地取得加算	20万円	10万円
	②中学生以下の子と同居加算	1人当たり 10万円	
	③市内事業者からの新車購入加算	30万円	10万円
	④市内事業者による住宅建築または購入加算	(③か④を選択)	(③か④を選択)
	⑤市外からの転入家族加算 (新規)	—	10万円

\*「牧之原市勤労者住宅資金利子補給金」の交付を受けた場合、③④の加算は受けることができません。  
 \*⑤転入家族加算は、対象住宅の引き渡し日から過去2年以内、または引き渡し日以降に本市に住民登録し、かつ転入日から過去3年以上、他の市区町村に住民登録されていたことが条件となります。

■条件 (変更なし)

取得要件	市内に新築または購入した住宅に定住すること
取得費用	対象となる住宅の取得価格が300万円以上であること
持分要件	対象となる住宅が共有である場合は、夫婦等の持分の合計が2分の1以上であること
共通要件	対象住宅の延床面積が50㎡以上あり、玄関・居室・台所・便所・浴室を備えていること 「牧之原市空き家リフォーム等助成金」の交付を受けていないこと 市町村税の滞納がないこと

■申請方法

交付申請書に必要な書類を添えて、情報交流課に提出してください。交付には取得金額や延べ床面積など諸条件がありますので、事前に相談してください。

■申請期限

住宅の引き渡しから2カ月以内

■問い合わせ

牧之原市役所 企画政策部 情報交流課 (担当：森・大石)  
 ☎ (23) 0040 FAX (23) 0059 ✉ [seisaku@city.makinohara.shizuoka.jp](mailto:seisaku@city.makinohara.shizuoka.jp)

**納税**

納税の推進を図る「滞納整理強化月間」  
**税金は納期限までに納めましょう**

問い合わせ 税務課 横山英紀 ☎ (23) 0022

11月と12月は「滞納整理強化月間」です。県と県内市町は、財源確保と納期限内納付を促しているため、皆さんとの公平性を確保するため、一丸となって徴収の強化に取り組む、納税の推進を図ります。

**税金は社会を支えるための財源**

皆さんが納めた税金は、福祉や保険などの社会保障のほか、教育、ごみ処理、道路整備など皆さんが行政サービスを受けるための貴重な財源となります。

「納税」は、教育、労働とともに国民の三大義務の一つとして憲法に定められています。多くの納税者の皆さんは、納期限までに税金を納めています。税金は期限内に自主的に納めましょう。

納付は市役所・金融機関・コンビニエンスストアなどでできますが、コンビニエンスストアは期限を過ぎると納付書が使用できなくなりますのでご注意ください。

**税金を滞納すると**

期限内に納付がない場合は、納

期限から20日以内に督促状(手数料100円加算)を送付します。また、納期限を過ぎると、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金が発生し、納付が遅れるほど金額が増加します。納付や納税相談がない場合には、金融機関や勤務先、取引先などへの財産調査を行います。その調査結果に基づき財産を差し押さえ、その財産を公売するなどして換価して、滞納している税金に充当します。これらの一連の手続きを「滞納処分」といいます。

**早めの納税相談を**

病気や失業、事業不振など、やむを得ない理由で納期限までに税金の納付が困難な場合にはご相談ください。完納に向け、納税相談を行っています。

また、市税を一時的に納付できず一定の要件に該当する場合には、

令和元年度 市税差押件数

預貯金	給与	保険	年金	不動産	動産	その他	合計
263件	342件	13件	374件	8件	0件	49件	1,049件

**新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について**

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった人は、最大1年間、地方税の徴収の猶予(担保不要、延滞金免除)を受けることができます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。税務課まで問い合わせください。

**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合の国民健康保険税の減免について**

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った、または収入に相当の減少があった(見込みを含む)場合、申請により国民健康保険税が減額されます。要件や申請方法については、市ホームページをご覧ください。国保年金課(☎(23)0023)に問い合わせください。

**税に関する作品展を開催**

市では滞納整理強化月間に合わせ、市内小中学生から「税に関する作品」を募集しました。これは、次代を担う小学生の税意識を高め、税務行政への理解を深めてもらうために毎年行っているものです。11月には、応募のあったポスター、習字、作文などの優秀作品などを展示した「税に関する作品展」を開催します。力作ぞろいの作品をぜひご覧ください。

**日時**

11月4日(木)～12日(金)  
 午前8時15分～午後5時  
 (水曜日は午後7時まで)

**会場**

市役所榛原庁舎2階市民ラウンジ・相良庁舎玄関ホール

**展示内容**

「榛原庁舎」川崎小・細江小・勝間田小・坂部小・榛原中の応募作品  
 「相良庁舎」相良小・菅山小・萩間小・地頭方小・牧之原小・相良中・牧之原中の応募作品

**税金**

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した皆さまへ  
**令和3年度の固定資産税を軽減します**  
 問い合わせ 税務課 小林孝明 ☎ (23) 0035

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が大幅に減少した中小事業者等（中小企業者・小規模事業者）が所有する固定資産について、令和3年度の固定資産税を軽減します。

**該当者と軽減率**

中小事業者等のうち、令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の収入額が、

▼前年同期間と比較して30%以上50%未満減少した場合は、2分の1に軽減。  
 ▼前年同期間と比較して50%以上減少した場合は、ゼロに軽減。

\*複数の事業を営んでいる場合、全ての事業に係る収入の合計額での比較となります。

**軽減対象**

事業用家屋および設備などの償却資産に対する固定資産税

**申告までの流れ**

該当となる中小事業者等は、認定経営革新等支援機関等（税理士や商工会など）に事業収入の減少



**申告期限**

令和3年2月1日届

**その他**

詳細は市ホームページで確認してください。

**表彰**

道路愛護や環境美化、道路事業の推進などに尽力された皆さまへ  
**表彰伝達式および表彰報告式を行いました**  
 問い合わせ 建設管理課 伊藤仁 ☎ (53) 2627

地域の道路愛護・環境美化に尽力「河川・海岸、道路愛護団体等知事表彰」

東福田フラワーフレンド（細江区）が令和2年度河川・海岸、道路愛護団体等知事表彰を受賞され、9月14日に杉本市長から表彰が伝達されました。

同団体は平成14年から長年にわたり、毎日のように国道150号周辺の花壇の手入れを行い、四季



を通して通行者を楽しませています。また、周辺の草刈り、ごみ拾いも行い、環境美化にも尽力されています。代表の大井照恵さんは「自分たちの成果が皆さまに喜ばれてうれしく思う。次の世代につなげていければ」と話しました。

地域の道路愛護推進・道路事業推進に尽力「道路愛護優良団体表彰・道路功労者表彰」

仁田友仁会（川崎区）、茶っこクラブ（静波区）の2団体が道路愛護優良団体表彰を、追廻町内会（川崎区）が道路功労者表彰を受賞しました。

仁田友仁会、茶っこクラブの2団体は、手入れをされていない県道沿いの花壇などを、地域の憩いの場に整備されました。

追廻町内会は、道路の整備方針書策定のため、策定作業への参画や住民への情報発信を積極的に行い、短期間の事業着手の実現に尽力されました。

9月14日、市役所に受賞報告に訪れた各団体の代表者は「とてもありがたい、やりがいになる。この受賞も皆さまの支えがあったこと」と口をそろえて話しました。

**医療**

10月17日〜23日は「薬と健康の週間」です  
**かかりつけ薬剤師・薬局をぐぞ存じますか**  
 問い合わせ 健康推進課 畑佳広 ☎ (23) 0028

**かかりつけ薬剤師・薬局**

かかりつけ医のように、自宅の近くなどで「かかりつけ薬剤師・薬局」を持つことで、薬剤師が薬にまつわる相談などに応じてくれます。

**「相談の例」**

- ▼複数の診療所から薬をもらっているときの薬の重複チェック
- ▼薬の飲み方相談
- ▼健康食品と薬の飲み合わせの相談
- ▼余っている薬の調整（残っている薬に応じて、医師と処方する薬の量を調整）
- ▼薬の変更（飲みにくい錠剤から顆粒剤などへの変更、生活リズムに合わせて「朝昼晩服用」から「朝夕服用」への変更など）
- ▼在宅医療で必要となる薬や医療材料の提供
- ▼薬の服用履歴管理 など

**薬局では健康相談にも対応**

薬局の薬剤師は、薬に関する困りごとや質問はもちろん、健康に関するさまざまな相談も受け付けています。また、地域の会合などで



薬剤師による薬や健康などの知識を深めるための「薬とくらしの教室」(\*)を開催することもできます。まずは気軽に、身近な薬局に相談してください。

\*「薬とくらしの教室」についての問い合わせ  
 ▼中部保健所榛原分庁舎 ☎ (22) 1151

**商工**

2年に一度検査しましょう  
**はかりの定期検査を実施します**  
 問い合わせ 商工振興課 榎林沙樹 ☎ (53) 2647

取引・証明の計量に使用しているはかりは、使用しているうちに誤差が生じてきます。そのため計量法では、2年に一度、定期的な検査を実施することが規定されています。

**定期検査の対象**

- ① 商店や工場などで取引に使うはかり
- ② 薬局などで薬剤調合用に使うはかり
- ③ 荷物運送業などで荷物の料金を決めるために使うはかり
- ④ 茶などを販売するために使うはかり など

**受験通知**

受験者には、検査日の約1週間前に静岡県計量協会から「計量器定期検査通知書」がハガキで送付されます。新たに取引または証明には、商工振興課にお問い合わせください。

検査日程は、下の表を確認してください。

日にち	時間	場所
11月30日(日)	午前10時30分～正午	牧之原区民センター駐車場
	午後1時30分～午後3時	ハイナン農協萩間支店駐車場
12月1日(火)	午前11時～午後3時	トーク地頭方駐車場
	午前10時30分～午後3時	牧之原市役所相良庁舎駐車場
2日(水)	午前10時30分～正午	ハイナン農協西部宮農経済センター駐車場
3日(木)	午前10時30分～午後3時	牧之原市役所相良庁舎駐車場
4日(金)	午前10時30分～午後2時	勝間田会館駐車場
7日(日)	午前10時30分～午後3時	牧之原市役所榛原庁舎駐車場
8日(月)	午前10時30分～午後3時	牧之原市役所榛原庁舎駐車場
9日(火)	午前10時30分～午後3時	牧之原市役所榛原庁舎駐車場
10日(水)	午前10時30分～午後3時	牧之原市役所榛原庁舎駐車場
11日(木)	午前10時30分～正午	牧之原市役所榛原庁舎駐車場